

1 鳥取県公報

平成22年12月24日(金) 号外第109号

毎週火·金曜日発行

			目 次	
\Diamond	条	例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (58) (財政課) ・・・・・・・・・・・・・・・4 鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (59) (〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

──公布された条例のあらまし──

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

中山間地域等直接支払制度に係る国の交付金による助成方式が、資金を積み立てるのに必要な経費を交付す る方式から単年度ごとに所要額を交付する方式に変更されたため、鳥取県農地を守る直接支払基金を廃止す る。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県農地を守る直接支払基金は、廃止する。
- (2) 施行期日は、平成23年2月1日とする。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) がん及び感染症を予防するためのワクチンの接種を促進するため、新たに鳥取県ワクチン接種緊急促進 基金を設置するとともに、高齢者等に係る地域の日常的な支え合い活動の体制づくりを支援するため、鳥取 県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の拡充を行う。
- (2) 中山間地域等直接支払制度に係る国の交付金による助成方式が、資金を積み立てるのに必要な経費を交 付する方式から単年度ごとに所要額を交付する方式に変更されたため、鳥取県農地を守る直接支払基金を廃 止する。

2 条例の概要

(1) 新たに鳥取県ワクチン接種緊急促進基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名称	設置目的
鳥取県ワクチン接種緊急促	子宮頸がん予防ワクチン、ヒプワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接
進基金	種を促進し、がん及び感染症の予防を図ること。

- (2) 鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置目的に、高齢者等を地域で支え合う活動を行うための体 制づくりを支援することにより、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備することを加え る。
- (3) 鳥取県農地を守る直接支払基金は、廃止する。

名称	設置目的
鳥取県農地を守る直接支払	中山間地域の農業者に対し直接支払いを実施することにより、農業生産活
基金	動を維持し、農地が有する水源かん養機能等の多面的機能を確保すること。

- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改 定を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。

	区分			ア	7 平成22年	芰	イ 平成23年度以降			
<u> </u>			6月	12月	年間計	6月 12月		年間計		
а	b 以外の職員	現	行	100分の111	100分の130	100分の241	100分の111	100分の134	100分の245	
		改正後 同		同上	100分の134	100分の245	100分の113	100分の132	同上	

Ì		特定幹部職員 現 行 100分の91		100分の91	100分の110	100分の201	100分の91	100分の114	100分の205	
			改正	E後	同上	100分の114	100分の205	100分の93	100分の112	同上
	b	再任用職員	現	行	100分の60	100分の70	100分の130	100分の60	100分の72	100分の132
			改正	E後	同上	100分の72	100分の132	100分の61	100分の71	同上
		特定幹部職員	現	行	100分の50	100分の60	100分の110	100分の50	100分の62	100分の112
			改正	E後	同上	100分の62	100分の112	100分の51	100分の61	同上

イの区分における「現行」の支給割合は、アによる改正後の支給割合を示す。

(2) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 期末手当の支給割合を次のとおり改める。

			7'	7 平成22年	芰	イ 平成23年度以降		
区分			6月	12月	年間計	6月	12月	年間計
任期付研究員又は	現	行	100分の138	100分の153	100分の291	100分の138	100分の156	100分の294
任期付職員	改正	E後	同上	100分の156	100分の294	100分の139	100分の155	同上

イの区分における「現行」の支給割合は、アによる改正後の支給割合を示す。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成23年1月1日とする(1)のイの区分及び(2)のイの区分を除き、公布日とする。
- イ (1)のアの区分及び(2)のアの区分は、平成22年12月1日から適用する。

例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月24日

鳥取県知事の平 治

鳥取県条例第58号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)を当該移動項に対応する同表 の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		ī	改 正	後				i	改 正	前			
叧	リ表第1	(第2条、第	3条、	第5条、第7	条関係)	月	J表第 1	(第2条、第	3 条、	第 5 条、第 7	条関係)		
				運用益金の						運用益金の			
	名称	設置目的	積立て	整理又は処	処分事由		名称	設置目的	積立て	整理又は処	処分事由		
				理						理			
	略		1				略		7				
	12 鳥	県内の大	一般会	(1) 一般			12 鳥	県内の大	一般会	(1) 一般			
	取県	学及び高等	計歳入	会計歳入			取県	学及び高等	計歳入	会計歳入			
	環境	専門学校に	歳出予	歳出予算			環境	専門学校に	歳出予	歳出予算			
	学術	おける環境	算に定	に計上し			学術	おける環境	算に定	に計上し			
	研究	に関する学	める額	て、当該			研究	に関する学	める額	て、当該			
	基金	術研究に対		基金の設			基金	術研究に対		基金の設			
		する助成等		置目的を				する助成等		置目的を			
		を行い、も		達成する				を行い、も		達成する			
		って鳥取県		ために必				って鳥取県		ために必			
		環境の保全		要な経費				環境の保全		要な経費			
		及び創造に		の財源に				及び創造に		の財源に			
		関する基本		充当				関する基本		充当			
		条例(平成		(2) (1)				条例(平成		(2) (1)			
		8年鳥取県		のほか、				8年鳥取県		のほか、			
		条 例 第 1 9		一般会計				条 例 第 1 9		一般会計			
		号)による		歳入歳出				号) による		歳入歳出			
		環境の保全		予算に計				環境の保全		予算に計			
		及び快適な		上して基				及び快適な		上して基			
		環境の創造		金に積立				環境の創造		金に積立			
		に関する施		て				に関する施		て			
		策の推進に						策の推進に					
		資するこ						資するこ					

 と。	
	13 鳥 中山間地 一般会 (1) 一般 当該基
	取県 域の農業者 計歳入 会計歳入 金の設置
	農地 に対し直接 歳出予 歳出予算 目的を達
	を守 支払いを実 算に定 に計上し 成するた
	る直 施すること める額 て、当該 めに必要
	接支により、農基金の設な経費の
	払基 業生産活動 置目的を 財源に充
	金を維持し、 達成する てると
	農地が有す ために必 き。
	る水源かん 要な経費
	多面的機能
	を確保する (2) (1)
	こと。 のほか、
	一般会計
	歳入歳出
	予算に計
	上して基
	金に積立
40 mtz	T m/r
<u>13</u> 略 <u>14</u> 略	<u>14</u> 略 15 略
15 略	<u>15</u> 略 <u>16</u> 略
16 略	<u>17</u> 略
17 略	<u></u>
18 略	19 略
19 略	<u>20</u> 略
<u>20</u> 略	<u></u>
<u></u>	
22 略	<u>23</u> 略
23 略	<u>24</u> 略
<u>24</u> 略	<u>25</u> 略
<u>25</u> 略	<u>26</u> 略
<u>26</u> 略	27 略
<u>27</u> 略	<u>28</u> 略
<u>28</u> 略	29 略
<u>29</u> 略	30 略
<u>30</u> 略	<u>31</u> 略
<u>31</u> 略	32 略
32 略	33 略

附 則

この条例は、平成23年2月1日から施行する。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第59号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例(平成22年鳥取県条例第58号)の一部を次のように改正する。 本則を次のように改める。

第1条 鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

		i				改正前					
								<u> </u>			
別	J表第 1	(第2条、第	3条、	第 5 条、第 7	条関係)	月	表第 1	(第2条、第	3 条、	第 5 条、第 7	'条関係)
				運用益金の						運用益金の	
	名称	設置目的	積立て	整理又は処	処分事由		名称	設置目的	積立て	整理又は処	処分事由
				理						理	
	略						略		•		
	26 鳥	介護が必	一般会	一般会計歳	当該基		26 鳥	介護が必	一般会	一般会計歳	当該基
	取県	要な高齢者	計歳入	入歳出予算	金の設置		取県	要な高齢者	計歳入	入歳出予算	金の設置
	介護	のための施	歳出予	に計上して	目的を達		介護	のための施	歳出予	に計上して	目的を達
	基盤	設の整備を	算に定	当該基金に	成するた		基盤	設の整備を	算に定	当該基金に	成するた
	緊急	促進し、県	める額	積立て	めに必要		緊急	促進し、県	める額	積立て	めに必要
	整備	内における			な経費の		整備	内における			な経費の
	等臨	介護サービ			財源に充		等臨	介護サービ			財源に充
	時特	スの充実を			てると		時特	スの充実を			てると
	例基	図る <u>ととも</u>			き。		例基	図ること。			き。
	金	に、高齢者					金				
		<u>等を地域で</u>									
		支え合う活									
		<u>動を行うた</u>									
		<u>めの体制づ</u>									
		くりを支援									
		<u>することに</u>									
		より、高齢									
		<u>者等が住み</u>									
		慣れた地域									
		で暮らし続									
		<u>けられる環</u>									
		境を整備す									
		<u>る</u> こと。									
	略						略				

33 鳥	県内の医	一般会	一般会計歳	当該基
取県	療に係る課	計歳入	入歳出予算	金の設置
地域	題の解決を	歳出予	に計上して	目的を達
医療	図るため、	算に定	当該基金に	成するた
再生	医療機能の	める額	積立て	めに必要
基金	強化、医師			な経費の
	等の確保等			財源に充
	を計画的に			てると
	行う施策の			き。
	実施に要す			
	る経費に充			
	てること。			
34 鳥	子宮頸が	一般会	一般会計歳	当該基
取県	ん予防ワク	計歳入	入歳出予算	金の設置
ワク	チン、ヒブ	歳出予	に計上して	目的を達
チン	ワクチン及	算に定	当該基金に	成するた
接種	び小児用肺	める額	積立て	めに必要
緊急	炎球菌ワク			な経費の
促進	チンの接種			財源に充
基金	を促進し、			てると
	がん及び感			き。
	染症の予防			
	を図るこ			
	と。			

33 鳥	県内の医	一般会	一般会計歳	当該基
取県	療に係る課	計歳入	入歳出予算	金の設置
地域	題の解決を	歳出予	に計上して	目的を達
医療	図るため、	算に定	当該基金に	成するた
再生	医療機能の	める額	積立て	めに必要
基金	強化、医師			な経費の
	等の確保等			財源に充
	を計画的に			てると
	行う施策の			き。
	実施に要す			
	る経費に充			
	てること。			
	1		l	

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)を当該移動 項に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		ī	改 正	後			改正前					
別	表第 1	(第2条、第	3条、	第5条、第7	条関係)	叧	別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)					
				運用益金の						運用益金の		
	名称	設置目的	頼立て	整理又は処 理	処分事由		名称	設置目的	頼立て	整理又は処 理	処分事由	
	略						略					
	12 鳥	県内の大	一般会	(1) 一般			12 鳥	県内の大	一般会	(1) 一般		
	取県	学及び高等	計歳入	会計歳入			取県	学及び高等	計歳入	会計歳入		
	環境	専門学校に	歳出予	歳出予算			環境	専門学校に	歳出予	歳出予算		
	学術	おける環境	算に定	に計上し			学術	おける環境	算に定	に計上し		
	研究	に関する学	める額	て、当該			研究	に関する学	める額	て、当該		
	基金	術研究に対		基金の設			基金	術研究に対		基金の設		
		する助成等		置目的を				する助成等		置目的を		

│	る		を行い、も		達成する	
って鳥取県 ために	必		って鳥取県		ために必	
環境の保全要な経	費		環境の保全		要な経費	
及び創造にの財源	に		及び創造に		の財源に	
関する基本 充当			関する基本		充当	
条例(平成 (2) (1)		条例(平成		(2) (1)	
8年鳥取県 のほか	\		8年鳥取県		のほか、	
条 例 第 1 9 一般会	注言 十		条 例 第 1 9		一般会計	
号)による 歳入歳	₹出		号)による		歳入歳出	
環境の保全 予算に	言計		環境の保全		予算に計	
及び快適な 上して	基		及び快適な		上して基	
環境の創造 金に積	立		環境の創造		金に積立	
に関する施て			に関する施		て	
策の推進に			策の推進に			
資するこ			資するこ			
٤.			と。			
		13 鳥	中山間地	一般会	(1) 一般	当該基
		取県	域の農業者	計歳入	会計歳入	金の設置
		農地	に対し直接	歳出予	歳出予算	目的を達
		を守	支払いを実	算に定	に計上し	成するた
		る直	施すること	める額	て、当該	めに必要
		接支	により、農		基金の設	な経費の
		払基	業生産活動		置目的を	財源に充
		金	を維持し、		達成する	てると
			農地が有す		ために必	き。
			る水源かん		要な経費	
			養機能等の		の財源に	
			多面的機能		充当	
			を確保する		(2) (1)	
			こと。		のほか、	
					一般会計	
					歳入歳出	
					予算に計	
					上して基	
					金に積立	
					て	
<u>13</u> 略	<u>14</u> 略					
<u>14</u> 略	<u>15</u> 略					
<u>15</u> 略	<u>16</u> 略					
<u>16</u> 略	<u>17</u> 略					
<u>17</u> 略	18 略					
<u>18</u> 略	<u>19</u> 略	19 略				
<u>19</u> 略	20 略					
20 略	21 略					
<u>21</u> 略	<u>22</u> 略					

<u>22</u> 略	<u>23</u> 略
<u>23</u> 略	24 略
<u>24</u> 略	25 略
<u>25</u> 略	<u>26</u> 略
<u>26</u> 略	27 略
<u>27</u> 略	28 略
<u>28</u> 略	<u>29</u> 略
<u>29</u> 略	<u>30</u> 略
<u>30</u> 略	<u>31</u> 略
<u>31</u> 略	<u>32</u> 略
<u>32</u> 略	33 略
<u>33</u> 略	<u>34</u> 略

附則を次のように改める。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年2月1日から施行する。

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第60号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 改正後 改正前

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給 する場合においては100分の111、12月に支給する場 合においては100分の134を乗じて得た額(行政職給 料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上 であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受け る職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこ れに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員 会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第 2項において「特定幹部職員」という。)にあって は、6月に支給する場合においては100分の91、12 月に支給する場合においては100分の114を乗じて得 た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその 者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合 を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期 3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期 3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期 3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期 末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する 場合においては100分の60、12月に支給する場合に おいては100分の72を乗じて得た額(特定幹部職員 にあっては、6月に支給する場合においては100分 の50、12月に支給する場合においては100分の62を 乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間にお けるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に 定める割合を乗じて得た額とする。

4~6 略

(期末手当) 第16条の4 略

する場合においては100分の111、12月に支給する場 合においては100分の130を乗じて得た額(行政職給 料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上 であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受け る職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこ れに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員 会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第 2項において「特定幹部職員」という。)にあって は、6月に支給する場合においては100分の91、12 月に支給する場合においては100分の110を乗じて得 た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその 者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合 を乗じて得た額とする。

末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する 場合においては100分の60、12月に支給する場合に おいては100分の70を乗じて得た額(特定幹部職員 にあっては、6月に支給する場合においては100分 の50、12月に支給する場合においては100分の60を 乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間にお けるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に 定める割合を乗じて得た額とする。

4~6 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後

改 正 前

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給 する場合においては100分の113、12月に支給する場 合においては100分の132を乗じて得た額(行政職給 料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上 であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受け る職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこ れに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員 会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第 2項において「特定幹部職員」という。)にあって は、6月に支給する場合においては100分の93、12 月に支給する場合においては100分の112を乗じて得 た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその 者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合 を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期 3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期 末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する 場合においては100分の61、12月に支給する場合に おいては100分の71を乗じて得た額(特定幹部職員 にあっては、6月に支給する場合においては100分 の51、12月に支給する場合においては100分の61を 乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間にお けるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に 定める割合を乗じて得た額とする。

4~6 略

(期末手当)

第16条の4 略

する場合においては100分の111、12月に支給する場 合においては100分の134を乗じて得た額(行政職給 料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上 であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受け る職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこ れに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員 会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第 2項において「特定幹部職員」という。)にあって は、6月に支給する場合においては100分の91、12 月に支給する場合においては100分の114を乗じて得 た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその 者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合 を乗じて得た額とする。

末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する 場合においては100分の60、12月に支給する場合に おいては100分の72を乗じて得た額(特定幹部職員 にあっては、6月に支給する場合においては100分 の50、12月に支給する場合においては100分の62を 乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間にお けるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に 定める割合を乗じて得た額とする。

4~6 略

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前 (給与条例の適用除外等) (給与条例の適用除外等) 第7条 略 第7条 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対 する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第 16条の4第2項の規定の適用については、給与条例 第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及 び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥 取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」とい う。) 第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1 項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会 規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督 の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委 員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員 条例第4条の規定により任期を定めて採用された職 員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限 る。)」と、給与条例第16条の4第2項中「100分 の111」とあるのは「100分の138」と、「100分の <u>134</u>」とあるのは「<u>100分の156</u>」とする。

する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第 16条の4第2項の規定の適用については、給与条例 第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及 び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥 取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」とい う。)第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1 項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会 規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督 の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委 員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員 条例第4条の規定により任期を定めて採用された職 員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限 る。)」と、給与条例第16条の4第2項中「100分 の111」とあるのは「100分の138」と、「100分の <u>130</u>」とあるのは「<u>100分の153</u>」とする。

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

(給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対 する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第 16条の4第2項の規定の適用については、給与条例 第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及 び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥 取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」とい う。)第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1 項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会 規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督 の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委 員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員 条例第4条の規定により任期を定めて採用された職 員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限 る。)」と、給与条例第16条の4第2項中「100分 <u>の113</u>」とあるのは「<u>100分の139</u>」と、「<u>100分の</u> <u>132</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。

改正前

(給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 略

する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第 16条の4第2項の規定の適用については、給与条例 第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及 び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥 取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」とい う。) 第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1 項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会 規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督 の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委 員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員 条例第4条の規定により任期を定めて採用された職 員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限 る。)」と、給与条例第16条の4第2項中「100分 <u>の111</u>」とあるのは「100分の138」と、「100分の <u>134</u>」とあるのは「<u>100分の156</u>」とする。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第 16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用 については、給与条例第3条の2中「この条例」と あるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付 職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例 第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基 づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のう ち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職 員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは 「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期 付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分 の111」とあるのは「100分の138」と、「100分の 134」とあるのは「100分の156」とする。

(給与条例の適用除外等)

第8条 略

16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用 については、給与条例第3条の2中「この条例」と あるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付 職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例 第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基 づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のう ち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職 員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは 「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期 付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分 の111」とあるのは「100分の138」と、「100分の 130」とあるのは「100分の153」とする。

第6条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第 16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用 については、給与条例第3条の2中「この条例」と あるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付 職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例 第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基 づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のう ち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職 員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは 「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期 付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分 <u>の113</u>」とあるのは「<u>100分の139</u>」と、「<u>100分の</u>

(給与条例の適用除外等)

第8条 略

16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用 については、給与条例第3条の2中「この条例」と あるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付 職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例 第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基 づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のう ち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職 員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは 「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期 付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分 <u>の111</u>」とあるのは「<u>100分の138</u>」と、「<u>100分の</u> <u>132</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。

<u>134</u>」とあるのは「<u>100分の156</u>」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成23年1月1日から 施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第16条の4の規定、第3条の規定による改正後の任期 付研究員の採用等に関する条例第7条の規定及び第5条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条 例第8条の規定は、平成22年12月1日から適用する。